

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
八王子市	ヘルスケア産業特区	八王子市	<p>医療機関において、患者に対する医療を提供するだけでなく、リハビリテーション、そして在宅サービス等を提供し、患者のみならず、これを支える家族及び地域住民に対してトータルライフサポートを提供する「未来型医療機関」としての事業を実施することにより、「医療」を中心として、他産業を含めた地域産業の活性化を図る、「医療のまちづくり」を推進する。</p> <p>【具体的な事業例】 前提として、医療効果の向上と密接な関わりのある事業とする。 (1)生活支援サービス(買い物代行等) 患者の疾病後の生活支援として、介護保険の日常生活総合支援事業を超えたサービス(医療の専門性を活かしたサービスや、自由度の高いサービス)を求める患者に対し、ワンストップで生活支援サービスを提供する。既存のサービス事業者との連携により、地域包括ケア体制構築につなげる。 (2)農場経営 医療法人が農場を経営することにより、脳卒中、うつ病、認知症患者等のリハビリテーション、就労・社会参加支援を可能とする。さらに、農作物の院内利用、地域住民への直売により地産地消を実現し、地域の遊休農地の有効活用につなげる。 (3)民間企業との共同研究・開発 患者及び家族の認証技術による病院内のセキュリティや徘徊患者のリスクマネジメント、医療情報の一元化、医療機関の知見をフィードバックすることによる医療機器の共同開発等、民間企業と共同でヘルスケア分野における新規システム・製品開発を行う。 (4)医療機関内施設の地域開放 医療機関が所有するアメニティ施設(リハビリ室、温浴施設等)を地域住民への健康増進事業等を通して活用することにより、地域住民の交流拠点とする。</p>	<p>本事業は医療・ヘルスケア分野の産業を活性化し、その効果を他産業へ波及させるだけでなく、医療法人の使命を果たし、地域社会における医療法人の役割を高めることにもつながるものである。 医療法人が他分野の産業と連携することにより新産業の創出が促進されるほか、医療機関を中心とした地域住民の交流機会創出、既存のサービス事業者と連携することによる地域包括ケア体制の構築、農作物地産地消など、社会・経済に幅広い効果をもたらすことが出来る。 具体的には、例えば、医療機関としての知見を医療機器製造企業にフィードバックし、共同研究・開発を進めることにより、医療の高度化及び質的改善が実現し、ヘルスケア分野における先進的な地域として、我が国の医療産業にイノベーションをもたらす。この結果、社会保障費削減、社会参加率向上、雇用率向上、税収増加も見込めると考えられる。 八王子市では、基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略において医療・介護などメディカル・ヘルスケア分野を新たな産業分野の創出施策の一つとして掲げている。多様な診療科目の診療所・病院が立地し、先進技術を有する製造業や研究機関も多く存在するという地域資源を活かし、全国の先行事例として、「医療」を中心とした地域産業活性化を実現する。</p>	<p>医療法人は、非営利性を前提とした中で、医療法では、本来業務に支障のない範囲において、一部の業務について「附帯業務」として行うことが出来るとされている。 しかし、附帯業務は限定的なものであることから、医療法人が医療効果を高めるために独自に行うサービスについて、対価を得ることが出来ず、事業を実施するためには、その費用の全額を自らが負担し、無償でサービスを提供する必要がある。⑤欄事業例のうち(1)、(2)、(4)ではサービスを受ける側が、(3)では共同研究・開発を行う民間企業が、それぞれ負担すべき部分についても医療法人が負担しなければならない、サービスの継続性を担保出来ていない状況である。 現行法令上、社会医療法人には一定の収益事業が認められているが、社会医療法人への移行には様々な要件(※)があり、地域の一般的な医療法人が移行することは現実的には困難である。限られた一部の医療法人に留まらず、広く地域の医療法人が提案事業を実施することで、本提案が目指す経済的・社会的効果を実現することが出来ることから、⑨欄に記載する新たな措置を求めるものである。</p> <p>※社会医療法人は①救急②災害③へき地④周産期⑤小児救急のいずれか1以上の事業を行っている必要がある。さらに、2以上の都道府県に病院又は診療所を有する場合は、一部の例外を除き、双方の都道府県において前述の1以上の事業を行っている必要がある。</p> <p>⑤欄事業例のうち(3)について、共同研究・製品開発を行うためには、診療情報等の個人情報を医療法人と民間企業や研究機関が共有する必要がある。しかし、個人情報保護法の規制によりこれが制限されている。</p>	<p>医療法第7条第6項、第42条</p> <p>個人情報の保護に関する法律第23条</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</p>	<p>医療法第42条(附加的業務の範囲)に、⑤欄で記載した医療に密接に関連する事業に限り、医療法人が行うことが出来る旨の規定を設ける。</p> <p>なお、医療法人には非営利性が求められていることから、提案事業により得られた収益は、医療施設の経営に充てることを事業実施の要件とする。</p> <p>医療機関と守秘義務契約締結をした民間企業や研究機関に対して一部データを共有できるものとする。</p>

①提案主体の氏名又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
八王子市	ダイバーシティ経営特区	八王子市	<p>経済のグローバル化が進展する中で、企業が競争力を維持・強化するためには、外国人人材を受け入れ、価値観や情報、スキルの多様性を確保し、イノベーションを創出することが重要となっている。</p> <p>そのような中、中小企業においては、大企業との関係性が希薄化し、海外市場を視野に入れて自ら市場と向き合い、需要を獲得する必要性に迫られている一方で、我が国における雇用環境の改善が進む中で、深刻な人材不足に直面している。</p> <p>このようなことから、海外展開や優秀な人材確保を目指すとき、留学生や外国人学生を積極的に雇用することは、中小企業の未来を占う問題となっている。</p> <p>そこで、国家戦略特区内において「ダイバーシティ経営特区」として中小企業による海外大学からのインターンシップ受け入れを円滑にし、外国人人材の受け入れを促進することで、イノベーションを創出し、海外市場を含めた新たな販路開拓を図るとともに、優秀な人材を確保し、もって我が国産業の国際競争力の強化を目指す。</p>	<p>我が国経済はアベノミクスの効果もあり、企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結びつくという、「経済の好循環」が回り始めている。しかし、中小企業においては、売上高輸出額比が低く、輸出額もほぼ横ばい傾向であることもあり、大企業と比較して売上高に伸び悩みがみられる。また、戦略的に海外への事業展開を図るうえで、深刻な状況にある人材不足により支障が生じている状況にある。</p> <p>本事業を実施することで、日本経済の基盤を形成する中小企業にイノベーションを創出し、海外展開を促進することが出来る。中小企業の海外展開が促進されることにより、売上高の増加や新たな設備投資につながり、我が国産業へ大きな好影響を与えることになる。また、中小企業には人材不足が事業の維持・拡大を図るうえで大きな課題となっているが、海外から優秀な人材を受け入れることで安定的な経営や積極的な事業拡大を行うことが可能となる。</p> <p>八王子市は、製造業の事業所数が多摩地域第1位、製造品出荷額は第4位のものづくりのまちである。高度な技術力を持つ中小企業が多く、広域TAMAエリア(埼玉県南部、東京都多摩地域、神奈川県中央部に至る産業クラスター)の中心に位置している。また、市内にはダイバーシティ経営に乗り出し、海外展開を含めた事業拡大に成功した中小企業が存在し、市内中小企業に同様の取組が広がりつつあるものの、⑦欄に記載する規制により生じる企業の負担が大きく、広がりは一部に留まっている。そこで、本市のポテンシャルを活かし、全国の先行事例として中小企業における海外人材受け入れを促進する「ダイバーシティ経営特区」を展開し、我が国産業の国際競争力強化を実現する。</p>	<p>市内のダイバーシティ経営を目指す企業では、外国人人材の受け入れに向け、外国大学の大学生をインターンシップとして受け入れることで、自社についての情報発信や人材の発掘を行っている。しかし、在留資格「特定活動」のインターンシップで受け入れを行う際、以下の点において支障が生じており、企業の負担が大きい。</p> <p>(1)入国審査手続の課題 入国管理局における在留資格証明の審査に要する期間が長いうえ、審査基準が不明確であることから大学との学生受け入れに係る調整に支障が生じている。</p> <p>(2)人材マッチングの課題 申請時に業務内容を厳密に特定する必要があることから、学生が幅広い業種を体験することが出来ない。 また、企業は将来の採用を見据え短期間ずつ多様な学生を受け入れたいが、現状では長期間特定の学生しか受け入れることが出来ない。 なお、在留資格「文化活動」であれば、複数の企業を見学することが可能であるが、職業体験を行うことが出来ないため、採用を前提とした人材発掘にはつながらない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法に基づく制度運用</p>	<p style="text-align: right;">8/26WG 提案者作成 提案書</p> <p>提案事業の実施区域内において、要件を満たす中小企業が外国大学から学生をインターンシップとして受け入れる場合、以下の措置を受けることとする。</p> <p>(1)当該学生の入国・在留諸申請を優先的に処理するとともに、審査基準を明確化する。</p> <p>(2)当該学生が在留期間中に複数の企業で業務に従事することを可能とする。</p> <p>なお、本措置により外国人学生が単に単純労働の安価な受け皿として受け入れられ、日本人の就労機会が奪われること等を防ぐため、対象となる企業に以下の要件を設ける。</p> <p>(1)海外大学との国際交流協定(MOU)を締結し、これに基づき学生の受け入れを行うこと。</p> <p>(2)学生に対する報酬、待遇を受け入れ企業における新規採用正規職員と同程度とすること。</p> <p>(3)海外展開等、学生の受け入れに関する明確なビジョンを有していること。</p> <p>(4)受け入れ企業において、学生の専攻分野に係る先進的技術、サービスを有すること。</p> <p>(5)個人情報や知的財産など、秘密保持に係る必要な体制を備えていること。</p>